

## 令和8年度事業計画

貸切バス事業については、輸送需要が回復してきているところであり、運転者不足の解消や更なる安全への投資に向けた取り組みが求められています。

こうした中、安全対策強化のため、点呼状況の録音・録画や点呼簿の電磁的保存等の規制強化が行われたほか、昨年秋には公示運賃が引き上げられたところです。

こうした状況を踏まえ、当センターでは適正化事業実施機関として貸切バス事業の適正化を促進するため次の事業に取り組みます。

### 1. 巡回指導について

#### ①基本方針

事業者の法令遵守意識向上のため、効率的かつ効果的に巡回指導を実施します。

巡回指導の頻度は、国が監査を実施した又は実施する予定の営業所を除き、事業区域内に存する全ての営業所に対し、原則として、年度内に1回実施することとし、具体的には、国土交通省の「令和8年度の巡回指導の運用方針」を受けて対象営業所を選定することとします。

なお、令和7年度に引き続き、「優良営業所」※<sup>1</sup>を対象から除外するとともに、巡回指導の結果「特定の営業所」※<sup>2</sup>となった営業所に対しては、再度、巡回指導を実施し、法令遵守状況の確認を重点的に行います。

※1 「優良営業所」

- ①安全性評価☆3つ以上の認定を受けている事業者であって、令和6年度及び令和7年度の巡回指導で「否」の判定がゼロの営業所
- ②安全性評価☆3つ以上の認定を受けている事業者であって、令和7年度に「優良営業所」に該当した営業所（令和6年度及び令和7年度のいずれも「優良営業所」であった営業所を除く）  
（現時点で「優良営業所」に該当するのは14営業所です。）

※2 「特定の営業所」

- ①巡回指導で「否」の判定が1割以上
- ②「運賃の適正な收受」の項目が「否」判定
- ③点呼状況の録音・録画の記録又は保存なし
- ④呼気検査の写真の記録又は保存なし

巡回指導の実施にあたっては、公正かつ適確に行うとともに、改善を要する事業者に対しては適切な指導に努めます。

また、研修や外部機関の講習等により指導員のスキルアップを図ることとします。

#### ②巡回指導の実施方法

原則として、指導員が各営業所を直接訪問して実施します。ただし、複数の営業所を有する事業者については、必要に応じて、本社営業所等において一括して実施する方式（集合方式）でも実施することとします。なお、非対面方式は見送ります。

### ③巡回指導（点検）項目

運用方針に示されている45項目について確認を行います。なお、近年、指摘の多い項目については、特に注意を払って確認を行うよう努めます。

### ④巡回指導の実施体制

首席指導員1名、指導員2名及び外部指導員4名の体制で取り組みます。

巡回指導においては、常勤指導員2名1組で実施することを基本とし、その他に年数回、常勤指導員1名と外部指導員1名の組み合わせで実施します。また、新潟県においては、外部指導員2名の組み合わせで実施する方式も併せて行います。

### ⑤月別の巡回指導計画

月別の実施計画は次表のとおりです。

月	巡回指導行程数			訪問箇所数	営業所数	外部指導員活用行程数 (内数)
	三泊四日	二泊三日	日帰り			
4月		4	1	15	15	1
5月		4	1	15	16	2
6月		4	1	15	18	2
7月		6		21	24	2
8月		4		14	20	2
9月		5	1	18	22	1
10月		4		14	22	
11月	2	2	2	17	21	1
12月	2	2	2	17	25	1
1月		1	9	12	13	
2月			8	8	14	
3月		5	2	19	28	1
<b>合計</b>	<b>4</b>	<b>41</b>	<b>27</b>	<b>185</b>	<b>238</b>	<b>13</b>

※2泊3日1行程＝3.5箇所、3泊4日1行程＝4箇所訪問で算出

※「営業所数」は集合方式での実施分を含む

上表の他に、新潟県において、外部指導員2名の組み合わせで20営業所程度を実施予定です。

なお、令和8年2月1日現在、国が監査を実施する予定の営業所及び「優良営業所」を除いた巡回指導対象営業所数は235営業所程度となる見込みです。

⑥ホームページでの情報提供

巡回指導の実施結果や改善要請の多い項目等について、ホームページに掲載し注意喚起に努めます。

2. 利用者からの苦情処理について

電話、書面等により旅客から寄せられる苦情・要望に対して、その内容により事業者、行政等に通知して改善を求めるなど適切な処理に努めます。